

令和2年第2回
八潮市議会定例会

条例案の概要

八潮市税条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

- ① ひとり親を非課税措置の対象に加える。(第 24 条関係)
- ② 所得割の納税義務者がひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から一定の金額を控除する。(第 34 条の 2 関係)
- ③ 市民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合であっても、これらの申告書にその旨の記載を不要とする。(第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 関係)
- ④ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長する。(附則第 8 条関係)

現 行 改正後

令和 3 年度まで → 令和 6 年度まで

- ⑤ 令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に低未利用土地等を譲渡し、かつ、一定の要件を満たす場合は、その年中に係る長期譲渡所得について、課税の特例を適用する。(附則第 17 条関係)
- ⑥ 所得割の納税義務者が、一定の期間内に一定の入場料金等払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額を寄附金への支出とみなして、寄附金税額控除を適用する。(附則第 25 条関係)
- ⑦ 住宅建設の遅延等により、一定の要件を満たすときは、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 1 年間延長する。(附則第 26 条関係)

現 行 改正後

令和 15 年度まで → 令和 16 年度まで

(2) 法人市民税

国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。(第 31 条、第 48 条、第 50 条、第 52 条関係)

(3) 固定資産税

- ① 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応
 - ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大 (第 54 条関係)
 - イ 現に所有している者 (相続人等) の申告の制度化 (第 74 条の 3、第 75 条関係)
- ② 厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家

屋に係る固定資産税について、令和3年度課税分に限り、課税標準を1/2又は0（ゼロ）とする。（附則第10条関係）

③ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗ずる本市の特例割合を定める。（附則第10条の2関係）

（法律で定める特例割合の範囲）

ア 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で一定の規模以上のもの 3/4 （3/4を参酌して7/12以上11/12以下）

イ 水防法による浸水被害軽減地区の指定を受けた土地 2/3
（2/3を参酌して1/2以上5/6以下）

ウ 中小事業者等が新たに取得する生産性向上特別措置法に規定する先端設備等 0（ゼロ） （0以上1/2以下）

(4) 軽自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車で、乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を6月間延長する。（附則第15条の3関係）

現 行 改正後

令和2年9月30日まで → 令和3年3月31日まで

(5) 市たばこ税

1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方式へ2段階で移行する。（第94条関係）

(6) 納税関係

① 延滞金

国税の改正に伴い名称を変更する。（附則第3条の2関係）

現 行 改正後

特例基準割合 → 延滞金特例基準割合

② 徴収猶予

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続において、その申請書等に不備があるときに、当該申請書等の訂正等を行わなければならない期間を20日とする。（附則第24条関係）

(7) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、次の規定は、それぞれに掲げる日

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 2(5)の一部 | 令和2年10月1日 |
| ② 2(1)①・②・⑤～⑦、2(6)①、2(7)の一部 | 令和3年1月1日 |
| ③ 2(5)の一部 | 令和3年10月1日 |

④ 2(2)、2(7)の一部

令和4年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗
ずる本市の特例割合を定める。（附則第5項関係）

（法律で定める特例割合の範囲）

水防法による浸水被害軽減地区の指定を受けた土地

2 / 3 （2 / 3 を参酌して1 / 2 以上5 / 6 以下）

(2) 厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計
画税について、令和3年度課税分に限り、課税標準を1 / 2 又は0（ゼロ）
とする。（附則第18項関係）

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(3)の一部は、令和3年1月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第49号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を定める。

3 施行期日

令和3年1月1日

議案第 50 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を定め、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い通知カードの再交付手数料を廃止するための改正

2 内 容

(1) 手数料の新設

除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 200円

(2) 手数料の廃止

個人番号の通知に係る通知カードの再交付手数料

3 施行期日

公布の日

議案第 5 1 号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域型保育事業所卒園児の受入先となる連携施設の確保に関する規定の適用除外の要件を追加する等の改正

2 内 容

(1) 八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

【保育所等との連携：第 6 条関係】

① 地域型保育事業所卒園児について、連携施設の確保の適用除外の要件を追加するもの。

《改正前》

・著しく困難であると認めるとき。

《改正後》

・優先的に取り扱う措置など、保育の提供の終了に際して、引き続き、教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
・著しく困難であると認めるとき。

【居宅訪問型保育事業：第 3 7 条関係】

② 居宅訪問型保育事業者が、母子家庭等の保護者に対し提供することができる保育対象を拡充するもの。

《改正前》

・夜間及び深夜の勤務に従事する場合

《改正後》

・夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合

(2) 八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

【特定教育・保育施設等との連携：第 4 2 条関係】

(1)①と同様とする。

3 施行期日

公布の日

議案第52号

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

1 趣 旨

構成団体の名称変更に伴う変更

2 内 容

名称を変更する団体

現 行

改正後

鴻巣行田北本環境資源組合 → 彩北広域清掃組合

3 施行期日等

(1) 施行期日

埼玉県知事の許可のあった日

(2) 適用日

令和2年4月1日